

## ○阿見町一般競争入札・指名競争入札予定価格公表実施要綱

平成 16 年 3 月 19 日

告示第 16 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、阿見町契約規則（平成 12 年阿見町規則第 1 号）第 8 条第 4 項（同規則第 20 条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札における予定価格の公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で用いる用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程（平成 12 年訓令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する設計業務等をいう。
- (3) 事前公表 入札の実施前に予定価格を公表することをいう。
- (4) 事後公表 契約締結者が決定した後に予定価格を公表することをいう。

(公表の対象)

第 3 条 一般競争入札に関し、公表の対象とするものは、阿見町一般競争入札実施要綱第 2 条に定める一般競争入札の対象工事とする。

2 指名競争入札に関し、公表の対象とするものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事であって、予定価格が 130 万円を超えるもの
- (2) 設計業務等であって、予定価格が 50 万円を超えるもの

(公表の時期)

第 4 条 一般競争入札については、原則として事後公表するものとする。

2 指名競争入札については、原則として建設工事にあつては事前公表するものとし、設計業務等にあつては事後公表するものとする。

(公表の方法)

第 5 条 一般競争入札については、原則として公告文に事後公表する旨を記載するとともに、契約締結者の決定後に町ホームページへの掲載、窓口での開示その他の町長が適当と認める方法により公表するものとする。

2 指名競争入札については、原則として建設工事にあつては指名通知書に事前公表する旨及び予定価格を記載するものとし、設計業務等にあつては指名通知書に事後公表する旨を記載するとともに、契約締結者の決定後に町ホームページへの掲載、窓口での開示その他の町長が適当と認める方法により公表するものとする。

(入札条件)

第 6 条 公表のうち、事前公表をする場合には、阿見町契約規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を入札条件とする。

- (1) 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
- (2) 入札の回数は、1回とする。
- (3) 町長が必要と認めるときは、入札参加者に対し、積算内訳書の提出を求めることができるものとする。この場合において、積算内訳書を提出しなかった入札参加者の行った入札は、無効とする。

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。